

期日 2019.6.18 (木) 夕刊

A96187

取材考記

東京科学医療部

姫野 直行

水道事業安定化「民営化」議論の裏で

小さな自治体 置き去りに？

これまで自治体が運営してきた水道事業を「民営化」しようという、議論が静かに進んでいる。

安倍政権が推し進める規制改革の一環として、政府が今月下旬にもまとめる「骨太の方針」の原案にも「水道のコンセッションについて関係府省庁が連携し、取り組みを開始する自治体を後押しする」との文言が盛り込まれた。

コンセッションとは民営化手法の一つ。公共施設の所有権を国や自治体に残したまま運営権を民間に売却する方式だ。昨年12月に成立した改正水道法で導入できるようになった。昨年の臨時国会では、野党が「コンセッションは命の水を外資系や大企業に売り飛ばすもの」と猛反対。国会の論戦もほぼこの問題に終始した。

そもそも、水道法の改正の目的は、全国で老朽化が進む水道管などの設備を何とかしなければということだった。そのためには、自治体の事業収支の改善が欠かせない。だが、厚生労働省によると、2016年度に約1300事業者の33%が給水の経費を料金で回収できていない。給水人口1万人未満の自治

体に限ると49%に上る。

事業ビジョンをたてるうえで、設備がどうなっているかを把握することが欠かせない。だが、あまりに古すぎて、いつどこに水道管を埋設したかさえわからない場合も多い。今回の法改正で、施設台帳の整備が義務づけられた。

だが、整備済みの自治体は6割にとどまる。新たに作るにも、小さな自治体には負担が大きい。北海道羅臼町は昨年まで水道を担当する技術職員は1人だけだった。水道管の補修など日々の業務をこなすので精いっぱい、台帳整備までは手が回らないという。

コンセッションも水道事業の基盤を安定させるために導入される。しかし、民間事業者が参入をねらうのは、利益が見込める大都市だ。厚労省は小さな自治体が広域連携して経営効率を高めることを呼びかけるが、自分自身の設備の状況さえわからない者同士では協議も進められない。

改正法は10月に施行される。せめて台帳整備への財政支援など国が手をさしのべないと、水道を取り巻く厳しい状況は変わらない。